

H30年度 制度融資 資金体系

資金名 ※は、責任共有制度対象外	資金概要	資金用途	融資期間(以内)		貸付限度額(万円)		貸出金利【基準金利2.175%】(利子補給率)		保証料率(表記料率はCRD5の場合)(保証料補給率)		融資枠(億円)	
			H30案	H30案	H29	H30案	H29	H30案	H29	H30案		
組織強化育成資金	商工中金の貸付対象となる団体並びに組合員を対象とする一般的な事業資金	設備 運転	10年 7年	100 100	2.075% (△ 0.10%)	2.075% (△ 0.10%)	-	-	-	-	20	10
経営強化資金【所定枠】	一般的な事業資金	設備 運転	10年	50	-	-	0.98% (△ 0.17%)	0.98% (△ 0.17%)	0.98% (△ 0.17%)	0.98% (△ 0.35%)	80 40	77 38
※小規模企業者支援資金【所定枠】	小規模企業者を対象とする一般的な事業資金	設備 運転	10年	20	-	-	1.01% (△ 0.34%)	1.01% (△ 0.34%)	0.91% (△ 0.44%)	0.91% (△ 0.44%)	6 4	7 5
地域産業振興資金【所定枠】	地域産業事業者を対象とする一般的な事業資金	設備 運転	10年	50	-	-	0.73% (△ 0.40%)	0.73% (△ 0.40%)	0.73% (△ 0.34%)	0.73% (△ 0.34%)	30 20	30 20
経営環境変化・災害対策資金	省エネ設備を設置、災害、関連企業の再生手続開始等での先掛債権を有する、売上高の減少による業況の悪化している者を対象とする資金	設備 運転	7年	50	5年以内 1.775% (△ 0.40%)	5年以内 1.775% (△ 0.40%)	0.98% (△ 0.17%)	0.98% (△ 0.17%)	0.98% (△ 0.17%)	0.98% (△ 0.17%)	30	15
セーフティネット対策資金【所定枠】	取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に不安を生じている者で、市町村長の認定を受けた者を対象とする資金	設備 運転	7年	50	5年以内 1.775% (△ 0.40%)	5年以内 1.775% (△ 0.40%)	0.70% (△ 0.20%)	0.70% (△ 0.20%)	0.70% (△ 0.20%)	0.70% (△ 0.20%)	40 10	30 10
※大規模経済危機等対策資金【所定枠】	中小企業信用保証法第2条第6項の規定により「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた者	設備 運転	10年	50	-	-	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	15	5
※大規模経済危機等対策資金【固定枠】	同上	設備 運転	10年	50	-	-	1.675% (△ 0.50%)	1.675% (△ 0.50%)	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	15	5
経営改善支援資金					廃止							
再生支援資金	経営サポート会議で合意した内容に基づき経営改善に取り組み、経営改善計画等に基づき再生事業を実施する者を対象とする資金	設備 運転	15年	50	1.975% (△ 0.20%)	1.975% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	0.60% (△ 0.20%)	8	8
※創業支援資金	創業しようとする者を対象とする資金	設備 運転	7年	35	1.575% (△ 0.60%)	1.575% (△ 0.60%)	通常 0.80% (△ 0.20%)	通常 0.80% (△ 0.20%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	10	12
※創業支援資金(認定枠)	創業しようとする者で、優れた事業計画を有するものを対象とする資金	設備 運転	7年	15	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	3	3
※女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金	認定支援機関の指導を受けて、創業しようとする女性、若者、シニアもしくはUIJターン該当者を対象とする資金	設備 運転	7年	15	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	2	2
※創業支援資金(南部東部枠)	認定支援機関の指導を受けて、奈良県南部地域・東部地域で創業する者を対象とする資金	設備 運転	7年	15	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	2	2
チャレンジ応援資金	既存事業の拡大、異業種への進出または事業転換を行う者とする者を対象とする資金	設備 運転	15年 10年	280	-	-	0.45% (△ 0.70%)	0.45% (△ 0.70%)	0.45% (△ 0.70%)	0.45% (△ 0.70%)	20	20
チャレンジ応援資金(小規模企業枠)【所定枠】	既存事業の拡大、異業種への進出または事業転換を行う者とする者で、小規模企業者に該当する者を対象とする資金	設備 運転	15年 10年	50	-	-	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	10 4	10 4
チャレンジ応援資金(認定枠)	既存事業の拡大、異業種への進出または事業転換を行う者とする者を対象とする資金	設備 運転	15年 10年	50	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	10	10
※研究開発支援資金	県内で研究開発を行う者で、優れた事業計画を有するものを対象とする資金	設備 運転	15年	50	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	5	5
地域未来投資促進資金	地域経済牽引事業計画に基づく設備投資等を行う者とする者を対象とする資金	設備 運転	15年 7年	280	-	-	0.0% (△ 0.70%)	0.0% (△ 0.70%)	0.0% (△ 0.70%)	0.0% (△ 0.70%)	20	20
職場環境整備・新卒採用支援資金	事業所内託児所の新設・増設及び運営、育児休業者の代替要員の確保など子育て中の女性などに対し、働きやすい職場環境を整備しようとする者を対象とする資金	設備 運転	7年	80 20	金融機関所定金利	金融機関所定金利	0.38% (△ 0.77%)	0.38% (△ 0.77%)	0.38% (△ 0.77%)	0.38% (△ 0.77%)	3	3
新エネルギー等対策資金	再生可能エネルギー、地球温暖化対策等に資する設備の導入を図ろうとする者を対象とする資金	設備	15年	280	金融機関所定金利	金融機関所定金利	0.38% (△ 0.77%)	0.38% (△ 0.77%)	0.38% (△ 0.77%)	0.38% (△ 0.77%)	15	15
事業承継支援資金(経営承継関連保証型)【所定枠】	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく奈良県知事の認定を受けた者	設備 運転	10年	100	金融機関所定金利	金融機関所定金利	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	4 2	4 2
事業承継支援資金(一般保証型)【所定枠】	下記のいずれかに該当する者 1. 奈良県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定した者 2. 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて事業承継計画を策定した者	設備 運転	10年	100	1.575% (△ 0.80%)	1.575% (△ 0.60%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	0.0% (△ 1.15%)	4 2	4 2
※創業支援資金(飲食店認定枠)	県内で飲食店を創業しようとする者で、優れた事業計画を有するものを対象とする資金	設備 運転	7年	15	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	1.5	1.5
※創業支援資金(宿泊施設認定枠)	県内で宿泊施設を創業しようとする者を対象とする資金	設備 運転	7年	15	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 2.175%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	0.0% (△ 1.00%)	1.5	1.5
既存事業者による宿泊施設開業支援資金	宿泊施設を開始することにより事業の転換又は多角化を図ろうとする者で、県内の既存宿泊施設事業者で新たに宿泊施設を開業しようとする者を対象とする資金	設備 運転	15年 7年	280	1.975% (△ 0.20%)	1.975% (△ 0.20%)	0.15% (△ 1.00%)	0.15% (△ 1.00%)	0.15% (△ 1.00%)	0.15% (△ 1.00%)	6	6
※創業支援資金(設備整備)	宿泊施設の増設及び設備の設置を行う者とする県内の既存宿泊施設事業者を対象とする資金	設備	15年	280	1.975% (△ 0.20%)	1.975% (△ 0.20%)	0.15% (△ 1.00%)	0.15% (△ 1.00%)	0.15% (△ 1.00%)	0.15% (△ 1.00%)	6	6
合計											400	350

平成30年度 制度融資の概要

総融資枠については、近年の貸付実績や貸付動向を踏まえ350億円(29年度400億円)に設定

- I. 中小企業信用保険法等の一部改正に伴う県制度融資の見直し
- II. 地域未来投資促進法(企業立地促進法の全部改正)に伴う見直し
- III. 前向きな事業者に対する支援を図るための県制度融資の見直し
- IV. 金利低下といった経済情勢への対応
- V. ニーズの低い資金の整理

I. 中小企業信用保険法等の一部改正に伴う県制度融資の見直し

1. 「(新)大規模経済危機等対策資金」の創設(国改正に連動)

・大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた際のセーフティネット保証の機能強化。

・融資枠	セーフティネット対策資金の融資枠内(セーフティネット対策資金の融資枠15.0億円)
・融資限度額	5,000万円
・融資利率	「金融機関所定枠」と固定枠1.675%
・融資期間	運転10年(据置2年)
・保証料率	0.60%

2. 融資限度額の拡充(国改正に連動)

- ・「小規模企業者支援資金」の融資限度額 1,250万円→2,000万円
- ・「創業支援資金(一般)」の融資限度額 1,000万円→2,000万円

3. セーフティネット保証の責任共有制度導入に対応した損失補償の対象拡充

・セーフティネット対策資金(5号)について、責任共有制度の対象となり保証割合(現行100%)が80%となることに伴い、中小企業の金融の円滑化を図るため、他の責任共有制度の制度融資と同様に代位弁済に伴う保証協会の損失を補償。

II. 地域未来投資促進法(企業立地促進法の全部改正)施行に伴う見直し

・地域経済牽引事業計画に基づく設備投資等を行う者とする者を対象とする。

III. 前向きな事業者に対する支援を図るための県制度融資の見直し

1. 意欲ある事業者及び県内創業者への重点的な支援

(1) 「(新)研究開発支援資金」の創設

・一定の要件を満たした研究開発を行うものに対して利子及び保証料の全額を県が負担する融資制度を創設

(2) IoTを活用した事業展開の支援

・チャレンジ応援資金(認定枠)の審査項目における加点事由に「IoTの活用」を加える。

(3) 県内創業者への重点的な支援

- ・「女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金」の「若者」の要件を30歳未満から35歳未満に拡大
- ・「創業支援資金(認定枠)」の融資対象者に「なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科卒業生」を追加
- ・産業競争力強化法に基づき市町村又は商工会等の認定連携創業支援事業者が実施した特定創業支援事業による支援を受けた者(特定認定創業者)に対する保証料負担を0とする。

(4) 創業後への支援

- ・「創業支援資金(認定枠)」、「創業支援資金(南部・東部枠)」、「女性・若者・シニア・UIJターン創業支援資金」、「創業支援資金(飲食店認定枠)」、「創業支援資金(宿泊施設認定枠)」において、創業後1年未満の方も融資対象へ拡大。
- ・過去に「県創業系資金」を利用した者で、創業後5年未満の者が「経営強化資金」を利用する際には、創業支援資金の保証料率0.8%と同率となるよう保証料補助を行い、創業後の追加融資の負担軽減を図る

2. 小規模事業者への支援

・設備投資を伴う前向きな事業活動を促進することを目的として、奈良県信用保証協会保証付き融資からのチャレンジ応援資金(小規模企業枠)への借換を可能とする。

IV. 金利低下といった経済情勢への対応

(1) 経営強化資金やチャレンジ応援資金等の融資期間の拡張による元金返済負担の軽減

- ・経営強化資金、小規模企業者支援資金及び地域産業振興資金 7年→10年
- ・チャレンジ応援資金 設備10年→15年、運転7年→10年に拡張。(小規模企業枠、認定枠を含む)

(2) 小規模事業者の保証料負担を軽減

・小規模企業者支援資金の保証料率を現行より0.1%引き下げ、負担軽減を図る。

V. ニーズの低い資金の整理

・「経営改善支援資金」は平成27年度及び平成28年度に新規融資実績が無いため、廃止する。